

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長又は指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>農産物加工等施設の使用の許可は、条例第5条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは備品を滅失し、又はき損するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上又は衛生上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。つまり、客観的にみて他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。また、農産物加工等施設の設置の目的から判断して不適當な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない。</li> </ol>			
変更日 平成24年4月1日 変更日 令和2年4月1日			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第7条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成18年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>農産物加工等施設のうち、東郷農産物加工施設、国府町転作促進集会研修施設七草の家及び佐治町農産物加工センターを除く使用料の減免は、第7条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、農産物加工等施設の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥當であることをいい、次のような場合などがある。</p> <p>なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。</li> <li>2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として使用するとき。</li> <li>3 その他特に市長が必要と認めたとき。</li> </ol>			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成18年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>農産物加工等施設のうち、東郷農産物加工施設、国府町転作促進集会研修施設七草の家及び佐治町農産物加工センターを除く既納使用料の返還は、第8条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。</p> <p>1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより施設を使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。</p> <p>2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第11条第1項第4号		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長又は指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成18年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>2 農産物加工等施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、農産物加工等施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市食文化体験施設万葉の館の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b> 万葉の館のうち、会議研修室の使用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用する時、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は万葉の館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市食文化体験施設万葉の館の設置及び管理に関する条例第9条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b> 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 万葉の館で当該行為を行う必要性があり、かつ、万葉の館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町特産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例第6条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b> 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 加工販売施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、加工販売施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 <div style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</div>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物集出荷作業場の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b> 作業場の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は作業場設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <div style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</div>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農産物集出荷作業場の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 作業場で当該行為を行う必要性があり、かつ、作業場の用途、目的を妨げないと認められること。</li> </ol> <p>具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>就業改善センターの使用の許可は、条例第5条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは備品を滅失し、又は破損するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的にみて他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、就業改善センターの設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p>			
変更日 平成24年4月1日			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例第7条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>使用料の減免は、条例第7条の規定により、公益特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「公益上特に必要と認める」とは、次に掲げる場合等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の社会福祉の向上に寄与する場合</li> <li>2 学校教育上特に必要な場合 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</li> </ol>			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例第10条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成8年4月1日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>既納使用料の返還は、条例第10条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害又は使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、センター自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合などをいう。</li> <li>2 1に準ずるような理由により、特に返還することを適当と認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は個々のケースにより判断する。</li> </ol>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>活性化施設の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、又は滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用する時、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は活性化施設設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 活性化施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、活性化施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成11年1月6日
<b>審査基準</b>			
<p>センターの利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上又は衛生上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上又は衛生上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はセンター設置の目的に照らして不適當な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町いかり原牧場の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>牧場の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放牧しようとする家畜が伝染性疾病にかかっているとき又はその疑いがあるとき。</li> <li>2 放牧しようとする家畜が牛（生後6か月以上のものに限る。）その他指定管理者が適當と認めるものでないとき。</li> <li>3 1及び2に掲げるときのほか牧場の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は牧場設置の目的に照らして不適當な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>鹿野そば道場の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上又は衛生上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上又は衛生上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鹿野そば道場設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例第11条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 鹿野そば道場で当該行為を行う必要性があり、かつ、鹿野そば道場の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野おもしろ市場の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>鹿野おもしろ市場の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鹿野おもしろ市場設置の目的に照らして不適當な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野おもしろ市場の設置及び管理に関する条例第11条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 鹿野おもしろ市場で当該行為を行う必要性があり、かつ、鹿野おもしろ市場の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野ふるさと加工所の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>鹿野ふるさと加工所の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上又は衛生上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上又は衛生上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鹿野ふるさと加工所設置の目的に照らして不適當な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野ふるさと加工所の設置及び管理に関する条例第9条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 鹿野ふるさと加工所で当該行為を行う必要性があり、かつ、鹿野ふるさと加工所の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>かちべ伝承館の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上又は衛生上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上又は衛生上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はかちべ伝承館設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例第11条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 かちべ伝承館で当該行為を行う必要性があり、かつ、かちべ伝承館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市飯盛山荘の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>飯盛山荘の使用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は飯盛山荘設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市飯盛山荘の設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 飯盛山荘で当該行為を行う必要性があり、かつ、飯盛山荘の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市新規就農者技術習得支援施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成19年12月1日
<b>審査基準</b>			
<p>支援施設の使用の許可は、第5条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はセンター設置の目的に照らして不適當な使用の目的若しくは形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日 変更日 令和2年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市新規就農者技術習得支援施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成19年12月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 支援施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、支援施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置など。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 令和2年4月1日</p>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>クレ射撃場の使用の許可は、条例第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はクレ射撃場の設置の目的から判断して不適当な目的若しくはその形態等であれば、許可しない。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 令和2年4月1日</p>			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例第6条		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成12年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。</li> <li>2 その他特に市が必要と認めるとき。</li> </ol> <p>なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p>			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例第7条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
<b>審査基準</b> 既納使用料の返還は、条例第7条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用を申止したとき。 ここで「使用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、使用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、使用できないとき。 (3) 使用者に責任のない事故等の不可抗力により、使用できないとき。 2 使用の開始前に使用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例第10条第1項第4号		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
<b>審査基準</b> 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 射撃場で当該行為を行う必要性があり、かつ、射撃場の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、クレ射撃競技会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合におけるクレ射撃用品の販売など。 <div style="text-align: right;">変更日 令和2年4月1日</div>			